

○常総衛生組合職員定数条例

〔昭和37年7月11日
常総衛生組合条例第5号〕

改正 昭和39年3月18日 組合条例第1号 昭和51年3月26日 組合条例第1号
昭和53年3月1日 組合条例第1号 平成19年10月25日 組合条例第1号
令和2年3月30日 組合条例第2号 令和6年10月1日 組合条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第172条第3項の規定に基づき、常総衛生組合に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 事務局の職員の定数は、13人とする。ただし、休職者は、定数のほかにおくことができる。

(職員定数の配分)

第3条 前条に掲げる職員の定数の事務局内の配分は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年組合条例第1号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年組合条例第1号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年組合条例第1号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（平成19年組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成19年5月1日から適用する。

附 則（令和2年組合条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年組合条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。